

【婚姻届】を提出された方へ

婚姻届が受理された方について、住民登録をしている市区町村で手続きが必要な場合がありますので、ご確認ください。

西東京市に住民登録をされていた方につきましては、次の手続きが必要となります。

項目	手続き	お問合せ先	備考
住民票の異動	住所を変更される方、同じ住所で世帯を別にされていた方は、手続きが必要となりますので、お問い合わせください。	市民課 受付係(田無庁舎) 042-460-9820 保谷庁舎総合窓口係 042-438-4020	【受付時間】 平日 9:00～11:30 13:00～16:30
印鑑登録をしている方	氏と登録印の登録内容が異なる場合は、印鑑登録は抹消されます。新たに印鑑登録が必要です。		
マイナンバーカード マイナンバー通知カード 住民基本台帳カード をお持ちの方	氏名に変更があった場合には、カードをお持ちください。お持ちいただいたカードに変更後の氏名を記載します。		
電子証明書をご利用の方	氏名に変更があった場合には、有効期限内であっても電子証明書は失効します。(署名用電子証明書のみ)。新たに発行の手続きが必要です。		
西東京市 国民健康保険に 加入している方	保険証をお持ちください。氏等の変更をします。(夜間・休日に届出された場合は、氏等を変更した保険証は郵送いたします。)	保険年金課 国保加入係 042-460-9822	
国民年金に 加入している方	第2号被保険者(厚生年金等に加入している会社員や公務員など)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者に該当します。	保険年金課 国民年金係 042-460-9825	配偶者の勤務先での手続きになります。
	第2号被保険者(厚生年金等に加入している会社員や公務員など)の方		自身の勤務先での手続きになります。
	第1号被保険者は、氏名や住所変更などの手続きは不要です。		年金手帳は、ご自身で記入してください。
年金を 受給している方	氏名や住所等変更のある方は、お問い合わせください。		年金事務所での手続きになります。(老齢福祉年金を除く。)
児童手当 乳幼児医療費助成 義務教育就学児医療費助成 特別児童扶養手当 児童育成手当(障害) を受けている方	受給者が変更になる場合は、受給者変更の手続きが必要です。	子育て支援課 手当助成係 042-460-9840	詳細、必要な書類は、お問い合わせください。
ひとり親家庭等医療費助成 児童扶養手当 児童育成手当(育成) を受けている方	資格喪失の届けが必要です。 親 医療証をお返してください。		
私立幼稚園等に 児童を通園させている方	補助金の支給を受けている場合は、受給者変更の手続きが必要な場合があります。また、支給認定を受けている場合は家庭状況変更届の提出が必要です。	子育て支援課 調整係 042-460-9841	

※その他西東京市でサービスを受けている方は、それぞれの担当課でご確認ください。

また、『西東京市暮らしの便利帳』をご参照ください。

西東京市役所市民部市民課

平成30年6月作成